

1. 電気料金メニュー

基本プラン (東京電力エナジーパートナー 従量電灯B、Cに相当)			単位	料金 (税込)					
▶対象契約電流 (A : アンペア)	10A	15A	20A	30A	40A	50A	60A		
▶対象契約容量 (kVA : キロボルトアンペア)	6kVA以上 原則50kVA未満								
基本料金 (1か月あたり)	契約電流	10A	1契約	295.24円					
		15A	"	442.86円					
		20A	"	590.48円					
		30A	"	885.72円					
		40A	"	1,180.96円					
		50A	"	1,476.20円					
		60A	"	1,771.44円					
	契約容量	1kVA	295.24円						
電力量料金	第1段階料金	120kWhまで	1kWh	29.90円					
	第2段階料金	120kWhを超え300kWhまで	"	35.41円					
	第3段階料金	300kWhを超えたもの	"	37.48円					
ずっとも電気3 (東京電力エナジーパートナー 低圧電力に相当)			単位	料金 (税込)					
▶対象契約電力 (kW : キロワット)	0.5kW以上 原則50kW未満								
基本料金 (1か月あたり)			1kW	1,053.76円					
電力量料金	第1段階料金	[契約電力×130]kWhまで(※2)	1kWh	夏季 ^(※1) 27.34円	その他 ^(※1) 25.77円				
	第2段階料金	[契約電力×130]kWhを超えたもの	"	28.83円	28.71円				

※1 計量日前日時点での季節の単価を当該料金算定に用います。(夏季 毎年7/1~9/30、その他季 毎年10/1~6/30)

※2 例えば、契約電力15kWのお客さまの場合は、第1段階料金の適用は1,950 (15×130) kWhまでとなります。

2. 「ガス・電気セット割」(付帯メニュー)

坂戸ガスの都市ガス・LPガス(以下「ガス」といいます)と電気(基本プラン・ずっとも電気3)をご契約中のお客さまは、毎月の電気料金が割引になります。以下の全ての適用条件を満たすお客さまのお申し込みを受け、当社が承諾した場合に適用いたします。

【適用条件】

- 当社のガスと電気のご使用場所が同じであること。
- ガスと電気のご契約者が同じであること。
- ガス料金と電気料金を合算してお支払いいただけること。
- 料金のお支払い方法が「口座振替」または「クレジット払い」であること。

※お客さまが電気のご使用を開始してからガスのご使用を開始するまでの期間が30日未満の場合には、電気の需給開始日から「ガス・電気セット割」が適用されます。それ以降にガスのご使用を開始する場合は、ガスの使用開始日以降かつ当社がお客さまからのガス・電気セット割のお申し込みを承諾した日以降に到来する電気の計量日から「ガス・電気セット割」が適用されます。「ガス・電気セット割」の適用をご希望される場合は、その際に改めて「ガス・電気セット割」をお申し込みください。

※ガスの契約を解約し、電気だけの契約となった場合には「ガス・電気セット割」の適用は廃止されます。その他、一部のサービスのご利用条件等に変更が生じます。詳細は、ガス契約の解約前にご確認ください。

【割引内容】

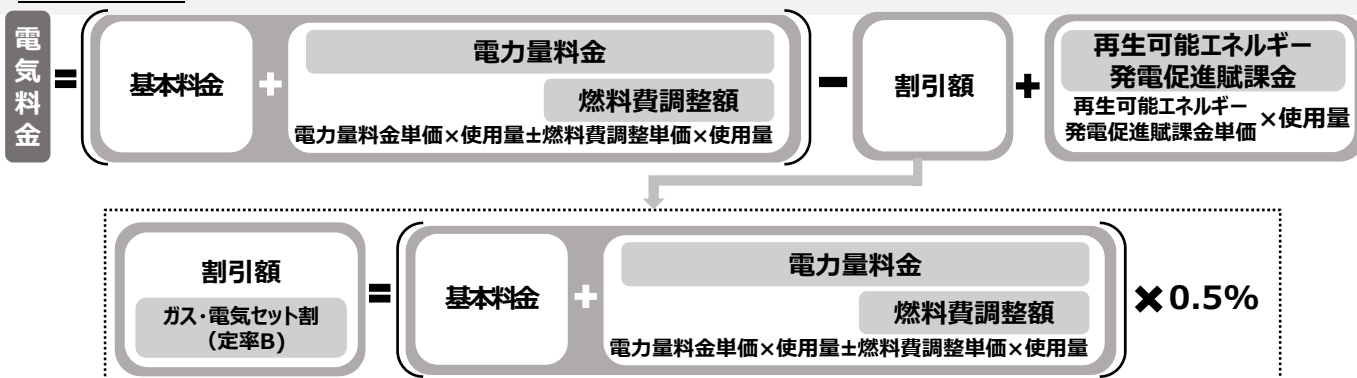
基本プラン (ガス・電気セット割 (定率B)) : 電気需給契約ごとに、毎月の電気料金の基本料金および電力量料金の合計額 (税込。付帯メニューの適用がある場合は、「ガス・電気セット割 (定率B)」を除くすべての付帯メニューを適用した後の合計額) から、当該合計額に**0.5%を乗じた額**を割引 (割引額は少数点以下切り捨て) します。

ずっとも電気3 (ガス・電気セット割 (定額)) : 電気需給契約ごとに、毎月の電気料金 (再生可能エネルギー発電促進賦課金は含みません。) から**275円 (税込)**を割引します。

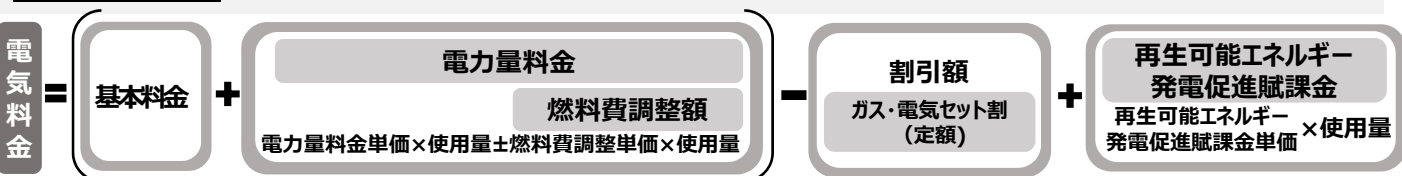
3. 料金計算方法

- 電気料金は、契約容量等に応じた基本料金と、その月の使用電力量に応じて計算する電力量料金の合計に、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を加えたものになります。
- 電力量料金は燃料価格の変動に応じて、「燃料費調整額」を加算あるいは差し引きして計算します。
- まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。
- 基本料金と電力量料金に加え、付帯メニューが適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その1か月の料金は、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」のみとします。

【基本プラン】



【ずっとも電気3】



4. 燃料費調整制度について

電気料金には、燃料価格の変動分を月々の電気料金に反映させる燃料費調整額が含まれており(燃料費調整制度といいます)、使用電力量に燃料費調整単価*1を乗じて算定します。燃料費調整単価は、貿易統計における原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格から算出される3か月間の平均燃料価格*2にもとづき算定し、2か月後の電気料金(需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合には、1か月後の電気料金)に適用します。なお、燃料費調整の上限は設けておりません。

また、各月に適用する燃料費調整単価および原油価格・液化天然ガス価格・石炭価格については、当社のホームページよりご確認ください。

<燃料費調整単価の適用>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					HP公表 2か月後		8月分 電気料金				
		平均燃料価格									

<燃料費調整単価の適用(需給開始日と、需給開始日以降到来する計量日が同じ月に属する場合)>

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
					HP公表 1か月後	7月分 電気料金					
		平均燃料価格									

*1 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を下回る場合…燃料費調整単価 = (86,100 円 - 平均燃料価格) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 86,100 円を上回る場合…燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 86,100 円) × (基準単価0.183 円 ÷ 1,000)

*2 平均燃料価格：平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき計算された値とし、当社はこれに上限を設けておりません。

[平均燃料価格 = A × 0.0048 + B × 0.3827 + C × 0.6584]

A = 各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格計算期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

◆電気のご相談はお気軽にお問合せください 受付時間：8：30～17：15（日曜祝祭日は除く）

坂戸ガス株式会社

0120-35-2025/049-284-9000

※坂戸ガスは東京ガス株式会社の取次店として電気を販売致します。(小売電気事業者：東京ガス(株)/登録番号A0064)

※各種定義書等、詳細は当社ホームページ (<http://www.sakado-gas-.co.jp>) をご確認ください、坂戸ガスまでお問合せください。